

議案第106号

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月25日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

行政区の統合に伴う改正

飛驒市行政区等設置条例の一部を改正する条例

飛驒市行政区等設置条例（平成16年飛驒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表宮川振興事務所の部中

岸奥区	宮川町岸奥の全部
野首区	宮川町野首の全部
林区	宮川町林の全部
牧戸区	宮川町牧戸の全部

を

中央区	宮川町岸奥、野首、林及び牧戸の全部
-----	-------------------

に改める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

飛騨市行政区等設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案		
本則・附則 略 別表（第2条関係）			本則・附則 略 別表（第2条関係）		
所管する事務所名	区名	区域	所管する事務所名	区名	区域
本庁	略		本庁	略	
河合振興事務所	略		河合振興事務所	略	
宮川振興事務所	大無雁区～落合区の項 略		宮川振興事務所	大無雁区～落合区の項 略	
	岸奥区	宮川町岸奥の全部		中央区	宮川町岸奥、野首、林及び牧戸の全部
	野首区	宮川町野首の全部			
	林区	宮川町林の全部			
	牧戸区	宮川町牧戸の全部			
	丸山区～中沢上区の項 略			丸山区～中沢上区の項 略	
神岡振興事務所	略		神岡振興事務所	略	

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

行政区の統合に伴う改正

2 改正の内容

行政区の合理的な運営を目的として、既存の4つの区を1つの区に統合することに伴い改正するもの。

3 施行日 令和2年1月1日